（別記様式第１号）

計画作成年度	令和５年度
計画主体	岩手県紫波町

紫波町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　紫波町産業部環境課
所在地　岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目３番地１
電話番号　019-672-2111
ＦＡＸ番号　019-672-2311
メールアドレス　kankyo@town.shiwa.iwate.jp

1　対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣　ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、イノシシ、カラス

計画期間　令和６年度～令和８年度（３年間）

対象地域　紫波町全域

2　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）　被害の現状（令和４年度）

対象鳥獣による被害状況は、被害金額 14,322 千円、被害面積 2,880a の被害となっている。なお、被害金額、被害面積は農家からの聴取、現地調査に基づき算定したものである。

【内訳】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	被害面積
ツキノワグマ	水稲	660千円	107a
	果樹	2,916千円	618a
	野菜	494千円	106a
	その他	2千円	1a
	小　計	4,072千円	832a
ニホンジカ	水稲	4,671 千円	916a
	果樹	3,214 千円	600a
	飼料作物	30 千円	69a
	野菜	1,238 千円	211a
	その他	59 千円	55a
	小　計	9,212 千円	1,851a
ハクビシン	果樹	581 千円	75a
	野菜	64 千円	11a
	小　計	645 千円	86a
イノシシ	水稲	335 千円	25a
	飼料作物	30 千円	83a
	その他	2 千円	1a
	小　計	367 千円	109a
カラス	水稲	26 千円	2a
	小　計	26 千円	2a
合　計		14,322 千円	2,880a

（２） 被害の傾向

ツキノワグマ	主に町の東部、西部地域に生息・出没するが、近年では町内中心部の公園や学校敷地内でも目撃されている。4 月から 11 月にかけて、主に果樹の食害、農業用倉庫の破損被害、人身への被害などが確認されている。
ニホンジカ	主に町の東部地域に生息・出没するが、近年では町の西部地域でも目撃されている。3 月～11 月にかけて、主に果樹の芽、果実、樹皮の食害が確認されている。また、水稲苗の食害や水田、畦畔の踏み荒らしがみられる。
ハクビシン	全町的に広範囲にわたって、果樹、野菜の食害がみられる。畜舎へ侵入し保管している飼料の食害や、家畜の疫病等の被害が懸念される。
イノシシ	主に町の西部地域に生息・出没するが、近年では町の東部地域でも水田及び畦畔、民間施設等へ侵入し踏み荒らす被害が発生している。畜舎へ侵入し保管している飼料の食害や、家畜の疫病等の被害が懸念される。
カラス	町全域に生息しており、主に水稲に被害が発生している。

（３） 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値（令和４年度）		目標値（令和８年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ツキノワグマ	4,072 千円	832a	3,257 千円	665a
ニホンジカ	9,212 千円	1,851a	7,369 千円	1,480a
ハクビシン	645 千円	86a	516 千円	68a
イノシシ	367 千円	109a	293 千円	87a
カラス	26 千円	2a	20 千円	0a
合　計	14,322 千円	2,880a	11,455 千円	2,300a

各対象鳥獣とも現状値より 20%減を目標値とした。

（４） 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	岩手中央農協紫波地域有害鳥獣捕獲隊による中・小型の獣類や、鳥類の捕獲を実施。 紫波町鳥獣被害対策実施隊によるツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲を実施。 有害鳥獣の捕獲に対し補助金を交付。	岩手中央農協紫波地域有害鳥獣捕獲隊員や、紫波町鳥獣被害対策実施隊員の高齢化及び担い手不足。

防護柵の設置等に関する取組	電気柵の設置の推進及び設置に要する経費に対し補助金を交付。 追い払いの指導を実施。	電気柵設置後の維持管理。 未設置地区への電気柵の設置促進。
生息環境管理その他の取組	毎年、被害防除対策及び有害鳥獣捕獲対策に係る勉強会を開催し、農家や地域住民への知識向上につながっている。	地域ぐるみの被害防除対策推進のため、有害鳥獣捕獲サポート隊の更なる普及を図る。

（５） 今後の取組方針

① 対象鳥獣の捕獲については、わな・銃器による適正な捕獲を推進する。また、被害状況に応じた効果的な捕獲方法の検討、ICT 技術等を活用した捕獲機材の整備を進める。

② 防除対策の推進については、国の補助事業等を活用し、被害地域の状況に応じた侵入防止柵等の設置を進める。また、関係機関等との連携による効果的な追い払い方法の検討を推進する。

③ 鳥獣被害対策を地域の課題としてとらえ、関係団体等との連携を強め、地域ぐるみの被害防止体制の確立を目指す。

３ 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１） 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣の捕獲については、紫波町が紫波町鳥獣被害対策実施隊を設置し、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲を実施している。また、岩手中央農業協同組合が岩手中央農協紫波地域有害鳥獣捕獲隊を編成し、カラス、ハクビシン、タヌキ等の鳥類、中・小型の獣類の捕獲を実施しており、被害の連絡があった場合に迅速な捕獲が実施できる体制を整備している。

また、緊急時やツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシ等の大型獣の捕獲の際には、実施隊員へのライフル等の使用も含めた対応を実施する。

（２） その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和６年度 ～ 令和８年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン イノシシ カラス	県の鳥獣保護管理事業計画及び町の有害鳥獣捕獲業務基準仕様書に基づき取組を行う。また、被害状況や捕獲実績に応じた効果的な捕獲方法について検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。 【具体的な取組】 ①　岩手中央農協紫波地域有害鳥獣捕獲隊と連携し、銃器及びわなで捕獲を行なう。 ②　捕獲を行う後継者の育成（担い手育成）に取り組む。 ③　紫波町鳥獣被害対策実施隊によるツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの迅速な捕獲を行う。

（３） 対象鳥獣の捕獲計画

○　捕獲計画数等の設定の考え方

①　ツキノワグマについては、基本的には岩手県第５次ツキノワグマ管理計画に基づき適切な捕獲を実施する。被害防止のため、注意喚起や誘引物の除去、追払いなど迅速に対応し、捕獲は必要最小限とする。

②　ニホンジカについては、岩手県第６次シカ管理計画に基づき効果的な捕獲方法を検討すると同時に積極的に捕獲する。

③　ハクビシンについては、生息数について把握していないが、被害が広範囲にわたるなど生息数の増加が明らかなことから効果的な捕獲方法を検討すると同時に積極的に捕獲を行う。

④　イノシシについては、岩手県第３次イノシシ管理計画に基づき効果的な捕獲方法を検討すると同時に積極的に捕獲する。

⑤　カラスについては、近年の有害捕獲申請実績に基づき設定し、従来の捕獲手法に加えて新たな捕獲手法についても検討する。

年度	対象鳥獣	捕獲計画数等
令和６年度 ～ 令和８年度	ツキノワグマ	単独での捕獲計画は設定しない
	ニホンジカ	積極的に捕獲
	ハクビシン	積極的に捕獲
	イノシシ	積極的に捕獲
	カラス	積極的に捕獲

※捕獲に当たっては、岩手県第 13 次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者１人当たりの捕獲等の数の制限を遵守する。

○　捕獲等の取組内容
銃器及びわなによる有害捕獲の実施
予定時期　４月～翌３月　予定場所　紫波町内

○　ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
①　ライフル銃による捕獲等を実施する必要性
・　有害鳥獣の捕獲については、わなや散弾銃を使用しているが、特にも大型獣の捕獲に当たっては、半矢による二次被害等の防止のため、ライフルの使用を必要とする。
・　ニホンジカやイノシシの捕獲において、山間地での捕獲実施の際に、散弾銃では至近距離からの発砲が必要であるが、近づくと捕獲対象が逃げてしまう可能性があることから、遠距離からの射撃が有効であり、射程の長いライフルを使用することで捕獲率を高め、積極的な捕獲を推進できる。
〈参考〉紫波町鳥獣被害対策実施隊員 24 名中ライフル銃所持３名
②取組内容
・　ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲
捕獲手段：ライフル銃による捕獲
捕獲予定時期：４月～翌３月
捕獲予定箇所：紫波町全域
・　ツキノワグマの有害捕獲
捕獲手段：ライフル銃による捕獲
捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

（４）　許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
紫波町全域	なし

4　防護柵の設置等に関する事項

（1）　侵入防止柵の整備計画

年度	対象鳥獣	整備内容
令和６年度 ～ 令和８年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン イノシシ	獣害防止電柵 20,000ｍ ※要望・条件により防護フェンス等の整備を検討する。

（2）　侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和６年度 ～ 令和８年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン イノシシ	①　被害が多発する地域においては、緩衝帯の整備や電気柵等の設置、電気柵等の設置者に対しては定期的な見回りや草刈の実施を指導し、維持管理を推進する。 ②　鳥獣被害対策の有識者等と連携しながら対象鳥獣の効果的な追払い方法や被害防除技術の研究を進め、必要な機材の検討、導入を行う。 ③　被害防止のため、行政や岩手中央農業協同組合、地元自治会などの関係団体による協力と連携により、地域ぐるみで被害防止意識の高揚を図る。被害防止に関連する知識や技術向上と、被害防止対策の普及啓発に努める。

5　生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和６年度 ～ 令和８年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カラス イノシシ	刈払い等による緩衝帯の設置や町、岩手中央農業協同組合の広報誌、ホームページ等による被害防止対策の普及啓発を行い、誘引物となる放任果樹等の適正処理等について広く町民に周知する。

6　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）　関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
紫波町産業部環境課	情報収集 被害状況の把握 関係課等への連絡調整 周辺住民への注意喚起 有害鳥獣捕獲等の申請及び許可
紫波町産業部農政課	情報収集 被害状況の把握 関係課等への連絡調整
紫波警察署	現場の安全確保及び情報提供
紫波町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲活動の実施
鳥獣保護巡視員	鳥獣捕獲に関する指導、助言

人的被害等重大な被害が予測される場合は下記の機関も追加する。

関係機関等の名称	役割
紫波町教育委員会	周辺教育施設等への情報提供 児童、生徒の安全確保
岩手県自然保護課	現場対応への指導、助言
盛岡広域振興局保健福祉環境部環境衛生課	有害鳥獣捕獲等の許可 現場対応への指導、助言

（２）　緊急時の連絡体制

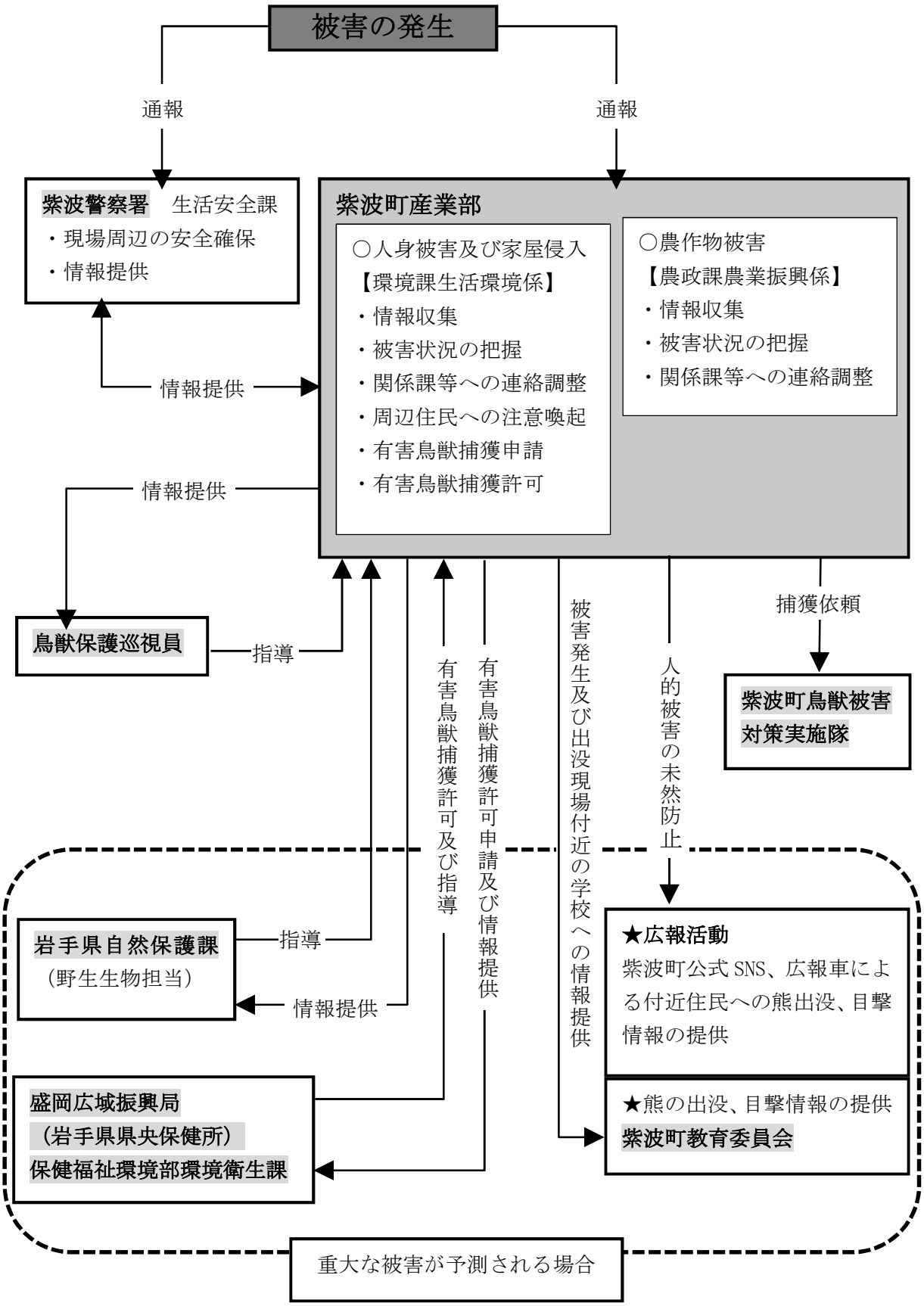
被害の発生
通報
通報
紫波警察署　生活安全課
・現場周辺の安全確保
・情報提供
紫波町産業部
○人身被害及び家屋侵入
【環境課生活環境係】
・情報収集
・被害状況の把握
・関係課等への連絡調整
・周辺住民への注意喚起
・有害鳥獣捕獲申請
・有害鳥獣捕獲許可
○農作物被害
【農政課農業振興係】
・情報収集
・被害状況の把握
・関係課等への連絡調整
情報提供
情報提供
鳥獣保護巡視員
指導
有害鳥獣捕獲許可及び指導
有害鳥獣捕獲許可申請及び情報提供
被害発生及び出没現場付近の学校への情報提供
人的被害の未然防止
捕獲依頼
紫波町鳥獣被害対策実施隊
岩手県自然保護課
（野生生物担当）
指導
情報提供
★広報活動
紫波町公式SNS、広報車による付近住民への熊出没、目撃情報の提供
盛岡広域振興局
（岩手県県央保健所）
保健福祉環境部環境衛生課
★熊の出没、目撃情報の提供
紫波町教育委員会
重大な被害が予測される場合

7　捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法については、岩手県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、自家消費、処理施設での焼却、捕獲現場での適切な埋設処理を実施するほか、必要に応じて鳥獣の保護及び管理に関する学術研究機関へ提供する。

8　捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）　捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した個体の食肉への利活用については、原子力災害対策特別措置法による出荷制限指示の動向を見ながら、先進地の事例などを参考に今後研究する。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

（2）　処理加工施設の取組

関係団体と今後も検討していく。

（3）　捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

関係団体と今後も検討していく。

9　被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）　協議会に関する事項

○　協議会の名称　紫波町鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
岩手中央農業協同組合 紫波地域営農センター	農作物被害状況等の収集及び意見提言
紫波郡猟友会	有害鳥獣捕獲活動に関する取り組みと意見提言
盛岡広域森林組合東南事業所	森林被害状況等の収集及び意見提言
紫波町行政区長協議会	農作物被害状況等の収集及び意見提言
岩手県農業共済組合 盛岡地域センター盛岡・紫波支所	農作物被害状況等の収集及び意見提言
一般社団法人紫波町農林公社	農作物・森林被害状況等の収集及び意見提言
紫波町産業部	産業部（農政課、環境課）が事務局、全体総括及び有害鳥獣捕獲等の許可、指導

（２） 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　割
紫波警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
盛岡広域振興局農政部	有害鳥獣被害対策活動の指導、助言
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
盛岡農業改良普及センター	有害鳥獣被害対策活動の指導、助言
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言
岩手中央農協紫波地域有害鳥獣捕獲隊	有害中・小型鳥獣の捕獲
紫波町鳥獣被害対策実施隊	有害大型獣の捕獲

（３） 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成 26 年４月１日
隊　　務	鳥獣の捕獲、駆除及び処分 鳥獣の捕獲技術の向上及び実施隊の担い手の育成 鳥獣による人身被害の防止を目的とした緊急出動 鳥獣による被害の状況調査及び鳥獣の生息調査 その他鳥獣による被害防止施策
隊　員　数	30 名以内（紫波郡猟友会から推薦された者）
任　　期	１年（再任の妨げなし）

（４） その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな有害鳥獣の出現などが見られる場合には、鳥獣被害防止対策協議会及び鳥獣被害対策実施隊の役割や規模等について、被害の状況に応じて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。

10　その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止対策に努める。

参考

１　鳥獣被害防止計画関係法令等

●鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
（平成 19 年 12 月 21 日号外法律第 134 号）（抄）

（基本指針）

第３条　農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

（被害防止計画）

第４条　市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

（協議会）

第４条の２　市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

（鳥獣被害対策実施隊の設置等）

第９条　市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

●第６次シカ管理計画の概要

■計画期間　令和４年４月１日～令和９年３月 31 日

■対象地域　岩手県全域

■生息状況　生息分布：県内全域　生息頭数：約 10 万頭

■被害状況　農業被害：水稲、飼料作物、野菜、果樹など
22,748 万円（R2）
林業被害：造林木など 1,646 万円（R2）

■施策の基本的考え方

・県内に生息するシカの個体数を低減させるため、当面２万５千頭以上を捕獲
・捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制
・モニタリング調査を継続し、かつ、最新のデータを用いた個体数推定と将来予測の実施

●第５次ツキノワグマ管理計画の概要

■計画期間　令和４年４月１日～令和９年３月 31 日

■対象地域　岩手県全域

■生息状況　生息分布：県内全域 生息頭数：北上高地 2,000 頭、
北奥羽 1,700 頭

■被害状況　農業被害：飼料作物、果樹など 4,806 万円（R2）
人身被害：29 名（R2）

■施策の基本的考え方

・個体数管理 捕獲上限設定、捕獲許可の制限
・生息環境管理 ゾーニングに基づく環境管理
・被害防除対策 被害防除対策の実施
・モニタリング モニタリングとその結果のフィードバック

●第３次イノシシ管理計画の概要

■計画期間　令和４年４月１日～令和９年３月 31 日

■対象地域　岩手県全域

■生息状況　生息分布：県内全域　生息頭数：不明

■被害状況　農業被害：水稲、野菜など 1,800 万円（R2）

■施策の基本的考え方

・防護柵の設置や周辺環境の整備等による農業被害等の軽減
・積極的な捕獲による生息域の縮小及び個体数の低減
・被害の発生状況や捕獲個体データの収集・分析による、科学的かつ計画的なイノシシ管理の促進

２　鳥獣被害対策に係る事業の概要

●国

■鳥獣被害防止総合対策交付金

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を支援

・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備
侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援
・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動など
事業実施主体　地域協議会等

●紫波町

■紫波町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金【所管：環境課】

野生動物による農作物被害を防ぐため電柵器を購入する費用の一部を補助

事業主体　町内に農地を所有している農家等

補助率　農地等への敷設 500m 未満 購入費の 1/3 補助上限 10 万円
農地等への敷設 500m 以上 購入費の 1/2 補助上限 20 万円
農地等への敷設が 1km 以上かつ 2 戸以上 購入費の 2/3
補助上限 30 万円

事業実績

年度	申請数（件）	事業費（円）	補助金額（円）
H23	5	1,151,623	378,000
H24	13	1,550,897	512,000
H25	10	1,315,078	432,000
H26	5	950,245	315,000
H27	7	1,859,568	616,000
H28	2	352,274	117,000
H29	5	477,585	157,000
H30	3	647,536	214,000
R1	7	1,291,017	429,876
R2	5	992,378	330,791
R3	7	1,348,812	449,602
R4	13	2,682,467	967,000
計	82	14,619,480	4,918,269

3　紫波町における鳥獣被害等の状況

（1）　対象鳥獣による被害状況

年度	ツキノワグマ		ニホンジカ		ハクビシン		イノシシ		カラス		計	
	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）	面積（a）
H29	660	209	4,636	1,950	722	353	0	0	305	210	6,323	2,722
H30	1,018	151	4,639	1,000	232	93	40	11	372	168	6,301	1,423
R1	1,154	430	4,004	655	308	105	99	9	232	48	5,797	1,247
R2	3,255	673	15,234	3,174	1,552	346	172	34	176	62	20,389	4,289
R3	2,945	605	12,237	2,626	1,115	248	723	323	256	74	17,276	3,876
R4	4,072	832	9,212	1,851	645	86	367	109	26	2	14,322	2,880
計	13,104	2,900	49,962	11,256	4,574	1,231	1,401	486	1,367	564	70,408	16,437

（2）　クマに関する出没情報と捕獲許可及び捕獲数

年度	情報件数	捕獲許可件数	捕獲数
H29	70 件	6 件	3 頭
H30	83 件	10 件	5 頭
R1	134 件	12 件	8 頭
R2	114 件	46 件	7 頭
R3	95 件	39 件	9 頭
R4	116 件	25 件	12 頭
計	612 件	138 件	44 頭

（3）　その他鳥獣に関する捕獲数

年度	ニホンジカ	ハクビシン	イノシシ	カラス
H29	40 頭	21 頭	0 頭	1,006 羽
H30	50 頭	21 頭	0 頭	810 羽
R1	50 頭	29 頭	5 頭	660 羽
R2	86 頭	29 頭	7 頭	687 羽
R3	175 頭	40 頭	17 頭	592 羽
R4	94 頭	26 頭	14 頭	395 羽
計	495 頭	166 頭	43 頭	4,150 羽

4　鳥獣被害対策関係体制等

●紫波町鳥獣被害防止対策協議会

紫波町内に生息する野生鳥獣による農林業被害を抑制し、町内の農林業経営の安定向上に貢献することを目的としている。

事務局は、紫波町産業部。

（1）　構成団体

①　岩手中央農業協同組合紫波地域営農センター
②　紫波郡猟友会
③　盛岡広域森林組合東南事業所
④　紫波町行政区長協議会
⑤　岩手県農業共済組合盛岡地域センター盛岡・紫波支所
⑥　一般社団法人紫波町農林公社
⑦　紫波町産業部

（２） 事業実績

ニホンジカ一斉捕獲

平成 26 年度　１回実施
平成 27 年度　５回実施
平成 28 年度　５回実施
平成 29 年度　５回実施
平成 30 年度　５回実施
令和元年度　５回実施
令和２年度　４回実施
令和３年度　５回実施
令和４年度　５回実施

●鳥獣被害対策の窓口

区分	担当部署	連絡先	業務内容
農林水産省	農村振興局　農村政策部 鳥獣被害対策・農村環境課	電話　03-3502-6041 ＦＡＸ　03-3502-7587	鳥獣被害対策に関すること
東北農政局	農村振興部　農村環境課	電話　022-221-6260 ＦＡＸ　022-715-8217	鳥獣被害対策に関すること
岩手県	環境生活部　自然保護課 野生生物担当	電話　019-629-5371 ＦＡＸ　019-629-5379	鳥獣保護及び管理、狩猟に関すること
	農林水産部　農業振興課 企画調整担当	電話　019-629-5641 ＦＡＸ　019-629-5649	農作物の野生鳥獣被害防止に関すること
岩手県 盛岡広域振興局	保健福祉環境部 環境衛生課	電話　019-629-6583 ＦＡＸ　019-629-6594	鳥獣保護及び管理、狩猟に関すること
	農政部　農業振興室 農業振興課	電話　019-629-6603 ＦＡＸ　019-629-6609	鳥獣被害防止対策に関すること
紫波町	産業部 環境課 生活環境係	電話　019-672-2111 （内 2253） ＦＡＸ　019-672-2311	動物に関すること
	産業部 農政課 農業振興係	電話　019-672-2111 （内 2243） ＦＡＸ　019-672-2311	農作物被害に関すること

●農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度

地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度。

■農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーが行う助言等の内容

（1）地域における被害防止体制の整備
（2）防護柵等の被害防止施設の整備
（3）被害防止のための捕獲対策
（4）野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
（5）地域における被害防止対策の担い手の育成
（6）その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

■登録の状況

国立研究開発法人、大学、地方公共団体、民間企業、団体等の専門家 265 名登録